

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	6	府省庁名	財務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）は、株式等の保有制限導入に伴う銀行等による株式等の処分によって信用秩序の維持に重大な支障が生じることのないよう、市場売却を補完するセーフティネットとして、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」（以下「保有制限法」という。）に基づき、銀行等を会員として設立された認可法人であり、機構が行う銀行等が保有する株式等の買取業務等（以下「買取業務等」という。）は、高い公共性を有している。</p> <p>・特例措置の内容 機構については、平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、資本金等の額を10億円とする特例措置が講ぜられており、本件は当該措置の延長（当分の間）を要望する。</p>		
関係条文	地方税法第72条の12第1号ロ、地方税法附則第9条第3項		
減収見込額	[初年度] — (▲57)	[平年度] — (▲57)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 機構の業務運営の基盤を確保し、銀行等が保有する株式等の処分を円滑に進めることにより、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 ① 機構は、株式等の保有制限の導入に伴う銀行等による株式等の処分によって信用秩序の維持に重大な支障が生じることのないよう、市場売却を補完するセーフティネットとして、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」に基づいて設立された認可法人であり、機構が行う株式等の買取業務は、高い公共性を有していること。 ② 機構の資本金等は、会員である銀行等から得た拠出金（約285億円）であり、機構の解散時において借入金等の残債がある場合には返済財源として充当されるほか、損失が残る場合には補填財源に充てられる。当該拠出金は、国民負担の極小化のために設けられたものであるため、その拠出目的において通常の事業会社の資本金とは性格が異なること。 以上の理由により、銀行等が保有する株式等の処分を円滑に図り、国民負担を極力回避するためには、機構の負担を軽減し、業務運営の基盤を確保することが不可欠であることから、現行の特例措置の延長を要望するものである。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		
	ページ	6—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 4-2 ：金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
	政策の達成目標	銀行等が保有する株式等の処分を円滑に進め、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の安定的な業務運営基盤を確保すること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	当分の間の延長とする
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	達成目標の性格上、計数的な指標をもって達成状況を具体的に示すことは困難である。
有効性	要望の措置の適用見込み	本特例措置は機構のみが適用をうけ、適用総額は 274.8 億円となる見込み。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	機構による、銀行等が保有する株式等の買取業務は、銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。本特例措置が講じられることにより、機構の安定的な業務運営基盤が確保され、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能の十全なる発揮に寄与するものであり、政策目標の達成に有効なものとなっている。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>国税</p> <ul style="list-style-type: none"> 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しについて、内国法人は、各事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた欠損金のみ繰越しの対象となること、機構は、年数の制限なく繰越控除が可能であるとされている(保有制限法第58条第1項)。 欠損金の繰越控除額について、中小法人等以外の法人は、繰越控除をする事業年度における繰越控除前所得の100分の80相当額が限度であるところ、機構は、繰越控除前所得を限度額として繰越控除が可能であるとされている(保有制限法第58条第1項)。 欠損金の繰戻し還付について、中小法人等以外の法人には適用されないが、機構には、繰戻し還付の適用があるとされている(保有制限法第58条第3項)。 <p>地方税</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人税割について、国税における措置と同様に、年数の制限なく欠損金の繰越しが可能であるとされている(保有制限法第58条第4項)。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>機構による買取業務等は、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものであり、当該業務は機構のみが担っている。</p> <p>本特例措置は、機構の役割の重要性に鑑み、機構のみを適用対象として創設されたものであることを踏まえると、引き続き租税特別措置によることが妥当である。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>本特例措置は、創設当初から平成 25 年度まで機構が適用を受けており、平成 25 年度までの適用総額は、各年度 274.8 億円（資本金等の額（284.8 億円）－ 特例適用後課税標準（10 億円））である。</p> <p>●過去 5 年間の減収額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>（年度）</th> <th>（減収額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>57 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>57 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>57 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>57 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>57 百万円</td> </tr> </tbody> </table>	（年度）	（減収額）	平成 21 年度	57 百万円	平成 22 年度	57 百万円	平成 23 年度	57 百万円	平成 24 年度	57 百万円	平成 25 年度	57 百万円
（年度）	（減収額）												
平成 21 年度	57 百万円												
平成 22 年度	57 百万円												
平成 23 年度	57 百万円												
平成 24 年度	57 百万円												
平成 25 年度	57 百万円												
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>① 適用総額の種類 : 課税標準（資本金等の額）</p> <p>② 適用総額 : 27,478,679 千円</p>												
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>機構の買取業務等は、銀行等が保有する株式等の処分を円滑に進めるに当たり重要な役割を担っており、本特例措置により、機構の税負担が軽減されることで、機構の安定的な業務運営基盤が確保され、銀行等が保有する株式等の処分（市場売却）を補完するセーフティネットとしての機能の十全なる発揮が図られている。</p>												
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>1 年間で 57 百万円の税負担の軽減。</p>												
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>本特例措置により、機構は平成 16 年度から平成 25 年度の各年度で 57 百万円の税負担が削減され、安定的な業務運営基盤の確保が図られている。</p>												
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 16 年度税制改正において、金融庁とともに要望し、特例措置が創設（新設）され、平成 21 年度税制改正において 5 年間の延長が認められている。</p>												